

高浜原発差し止め仮処分

福井地裁 月内判断か

了 終 審 尋 審

関西電力高浜3、4号機(高浜町)、大飯原発3、4号機(おおい町)の再稼働差し止めを本県の住民らが求めた仮処分申し立てで、裁判所が当事者の意見を聴く第2回審尋が11日、福井地裁であった。

樋口英明裁判長は高浜3、4号機について審尋を終え、早期に判断する考えを示した。早ければ3月中に決定が出る見通し。大飯3、4号機については審理を分離し、審尋を

続ける。審尋は非公開で行われた。住民側弁護士によると、樋口裁判長は高浜3、4号機について、2月12日に原子力規制委員会の適合性審査に合格したことと言及。関電側は地震に関する安全性について専門家による陳述書を提出する考えを示したが、樋口裁判長は「高浜3、4号機について判断する機は熟している」と述べ、早期決定の方針を明らかにした。

仮処分の決定は即効性があり、住民側の申し立てが認められた場合、司法判断で原発を稼働させない全国初のケースとなる。審尋後に会見を開いた住民側弁護士は「私たちの希望が目の前まで近づいている」と力を込めた。関電は「議論が尽くされたいまま審理が終結したことは誠に遺憾である」としている。

大飯3、4号機の次回審尋は5月20日。(斧辰則)

裁判官の忌避 関電側が申請

住民側は批判

11日開かれた再稼働差し止めを求める仮処分の審尋で、関電側は審理を担当する樋口英明裁判長ら3人の裁判官に対して忌避を申し立てた。住民側弁護士は「長い原発訴訟の歴史で、電力会社による忌避は前代未聞。明らかな審理の引き延ばしだ」と関電の対応を批判した。

忌避は、裁判官と当事者が内縁関係など裁判の公正を妨げる事情があるときに、当事

者が裁判官の変更を求める手続き。申し立てから3日以内に理由書を提出する必要がある。裁判官は忌避申し立ての審理中は訴訟行為はできない。

申し立ては別の裁判官が判断し、忌避が認められた場合は、別の裁判官が審理を担当する。一方、当該裁判官は、申し立ての目的が遅延行為だとみなした場合、自ら却下することができ、仮処分のように緊急性が必要と判断すれば訴訟を進めることができる。(斧辰則)